

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行います。

令和五年五月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 被聴聞者 大和高田市大字有井五八番地の一

豊富住建株式会社

代表取締役 田中 麻呂

二 聴聞の日時 令和五年六月九日 午前十時

三 聴聞の場所 奈良市登大路町三八―一

奈良県中小企業会館四階 会議室（三）